

令和6年 第1回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年1月10日(水)			
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室			
開議	午前11時00分～午前11時24分			
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司 </td> <td style="width: 5%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> 7番 田淵 智之 8番 北山 政士 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔 </td> </tr> </table>	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田淵 智之 8番 北山 政士 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田淵 智之 8番 北山 政士 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔		
不応招委員	9番 近藤 克己			
出席委員数	10名			
欠席委員数	1名			
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之 (産業観光課 特命参事) 課長補佐 片田 篤志 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)			

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第2号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
日程第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号 非農地証明願について
日程第7	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	3番 難波 基訓 4番 柳井 正信

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、3番 難波 基訓 委員、4番 柳井 正信 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思っております、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の1番から9番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>令和6年第1回農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法18条第6項の規定による解約について。</p> <p>番号1、所在は、●●、田、866㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号2、●●、田、3、127㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号3、●●、田、1、794㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号4、●●、田、他計2筆、1、917㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号5、所在は、●●、田、他計3筆、7、032㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号6、●●、田、他計2筆、3、876㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号7、●●、田、477㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号8、●●、田、他計2筆、3、268㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p>

<p>会長 川口</p>	<p>番号9、所在は、●●、田、他計2筆、5,014㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上、9件です。</p> <p>続きまして、日程第4 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項の 転用届について、この報告の1番の案件について、事務局より提案理由の 説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案5ページをお開きください。 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項該当転用届について。 番号1、所在は、●●、田、355㎡のうち150㎡、申請人、●●。 転用用途、農業用倉庫兼作業場、転用事由、農業用機械置場及び作業ス ペースを確保するために、農業用倉庫を新設するもの。 以上、1件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、 この議案の1番から5番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案6ページをお開きください。 議案第1号。 番号1、所在は、●●、田、408㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由は増反によるもの。 取得後の耕作面積、18,484㎡、通作距離、0.5km、農機具、 トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台。 番号2、所在は、●●、田、1,562㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、増反によるものです。 取得後の耕作面積、30,323㎡、通作距離、0.7km、農機具、 トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台。 番号3、●●、畑、他計7筆、7,686㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、増反によるものです。 取得後の耕作面積、9,157.88㎡、通作距離、1.5km、農機 具、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台。 番号4、所在は、●●、他計6筆、6,482.07㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、7,066.07㎡、通作距離、1.0km、農機 具、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、自走重噴1台。 番号5、所在は、●●、田、477㎡。</p>

	<p>譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、賃貸地の購入によるもの。 取得後の耕作面積、17,331㎡、通作距離、0.1km、農機具、 トラクター1台、バックホー1台、スピードスプレイヤー1台。 以上、5件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案1号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、 承認することに決定しました。 日程第6 議案第2号 非農地証明願について、この議案の1番から2 番の案件を議題とします。 事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案8ページをお開きください。 議案第2号 非農地証明願について。 番号1、所在は、●●、田、他計7筆、5,494㎡、判定地目、山林 原野、利用状況、20年前から、耕作しておらず、荒廃しており、農地と して使用できないため。 申請人、●●。 番号2、●●、田、他計2筆、1,804㎡、判定地目、山林原野、利 用状況、水路や堰が崩壊したため、20年前から、耕作しておらず、農地 として使用できないため。 申請人、●●。 以上、2件です。 去る12月27日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と 現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として 報告させていただきます。</p>

<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の1番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案9ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号1、所在は、●●、田、763㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、特定建築条件付き売買予定地、転用事由、申請地付近には、こども園、小学校があり、通学等にも便利で、長く空き家となった宅地を合わせ特定建築条件付き売買予定地として、宅地造成するもの、資金計画、借入金、3,200万円、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区承諾。 以上、1件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会 7番 田淵委員。</p>
<p>田淵 委員</p>	<p>本日は近藤会長がお休みのため、私の方から現地確認を報告します。 先ほど、現地を確認しましたところ、排水路に木材が詰まっておったり、樹木が生えていたりということで、それらを撤去し、排水を適正にすることで、条件付きで認めるということになります。 以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p>

<p>委員</p>	<p>(発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、条件付きで承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案10ページをお開きください。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、10筆、22, 441㎡、再設定13筆、17, 829㎡、計23筆、40, 270㎡、以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第9 その他について、その他協議事項はありませんか。 事務局ありませんか。</p>
<p>課長補佐 片田</p>	<p>失礼します、その他のところで、一つお願いがあって、ご連絡させていただきます。</p>

	<p>地域農業の商談に関するアンケート調査というのを配らせていただいております。</p> <p>一枚はぐっていただくと、地域農業の未来設計図、地域計画を作りましょうというものを配らせていただいております。</p> <p>これは、国の方が今年度、来年度2カ年で、各市町村で地域計画というのを作りなさいということになっております。</p> <p>以前、人・農地プランという言葉が聞かれたことがあるかもしれませんが、そののちょっと進化形ということで、国の方が地域計画を作りましょうということで、言ってきております。</p> <p>全国的に見て、今年度どこの市町村もだいたいこういうアンケートを取って、来年度に行政の方が地域計画を作るということで、進めていこうと思っております。</p> <p>で、今回の2月くらいに営農計画書を各農家の方に配る予定にしております、</p> <p>その中にこのアンケートも同封させていただきまして、で、回収して今後の地域計画というものの参考にさせて頂こうということで、調査の方を行おうと思っております。</p> <p>今回は、農業委員会の皆様には、お知らせということで、お伝えをしておきます。</p> <p>こういうのがまた入ってきますので、あと推進委員さんの方にも同じくお手紙の方で、このようなアンケートをしますということでお知らせをさせて頂きたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>これで、所をだいたい定めろということ、どの地区。</p> <p>基本的には町内全部で、作るんですけど。</p> <p>地域計画というのは、ある程度、農用地なら農用地を、商業地に変わるかも分からなんたら商業地に変わるかも分らんという計画を作れということではないん。</p> <p>そうではなくて、この一団はこの人が作るとか。</p> <p>集約をしましょうと、それは理想論ですけど、そういうことを国が思っております、それに向けたアンケートを取らせていただけたらということで、お知らせします。</p> <p>それでちょっと一つ聞きたいんだけど、今このアンケートの中で、農地</p>
会長 川口	
課長補佐 片田	
会長 川口	
課長補佐 片田	
柳井会長代理	

<p>課長補佐 片田</p>	<p>中間管理機構というのはよう分かるんじゃないけど、現実的に今、私らは上齋じゃあ、一番年寄りになって作りようんじゃないけど、5年以降、10年もせえいうたら無理があると思うんじゃ。</p> <p>それ、中間管理機構というても中間管理機構出してみても、マッチングが出来なんたら、全然作ることはならんと思うんじゃ。</p>
<p>柳井会長代理</p>	<p>そうなんです。</p>
<p>課長補佐 片田</p>	<p>何かの、株式かなんかで若い人に入ってきて、それはアグリみたいな会社で、そういう組織ができんと、そこらへんをやっぱり重視して考えてもらわにゃいけんのんじゃないか思う。</p> <p>出したけどマッチングはほぼならん。</p>
<p>柳井会長代理</p>	<p>そうなんです、上齋とか特に今、高齢化で担い手がいないという状況になってますんで。</p> <p>その辺も含めて、鏡野町としましても、アグリが上がるなり、そういうようなことをちょっと考えていかないといけない。</p>
<p>課長補佐 片田</p>	<p>上齋にも若い人のおる公社があるんじゃないけど、規約改正して、農業に参入させにゃいけんのんじゃないかとだいぶ言よんじゃないけど、なかなかならんのじゃろう思う。</p> <p>やっぱり町で、よく検討してもろうて、早急に変わらんと。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>分かりました、ありがとうございます、以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。会議を閉会します、これにご異議ございませんか。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>「はい。」</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和6年第1回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>